

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



簡単な作業で必ず儲かる？

ネットを使った内職商法にご用心！

「ネットでの簡単な作業だから」「必ず儲かるから」と勧誘され、商品の宣伝（アフィリエイト）や商品の販売（ドロップ SHIPPING）に関する高額な契約を結んだものの、全く儲けにならないという相談が寄せられていますので、注意が必要です。

【県内事例①】

趣味のサイトにあった内職の広告を見て、メールを送った。業者から電話がかかり「内容は簡単なキャッチフレーズづくりか、ネットへの書き込みだ」と言われた。試しに3日間投稿すると「アクセスが2万件を超えた。HPを作成すれば収入になる」と勧誘された。

「収入がない場合は、代金を返金する」と言われたので、申込書をFAXした。

しかし、HPの作成料など50万円以上が必要で、銀行口座への振込時間をしつこく聞かれたため、不安になった。解約したい。（40代女性）

【県内事例②】

ネット広告を見て、在宅で副業ができることを知った。業者から「1日30分の作業で、月に30万円から50万円稼げる」と勧誘されたため、ノウハウを提供するという21万円の情報商材をカードの分割払いで契約した。

業者の指示どおり作業したが、1円の儲けにもならない。既に14万円支払っている。（20代男性）

アドバイス

1. メールアドレスや電話番号の入力をきっかけに、業者は勧誘してきます。ネット広告を安易に信じて資料請求等をすることは控えましょう。
2. 簡単な作業で必ず儲かるといううまい話はありません。決して業者の話だけをうのみにせず、第三者の意見を聞くなどして、冷静に判断しましょう。
3. 仕事の仕組みや儲かる理由が理解できないまま、安易に契約してはいけません。特に、高額な契約はリスクが高いため、絶対に避けましょう。
4. 高額な契約を結んでしまった、契約の実態が説明と違うなど、トラブルにあった場合は、すぐに消費生活センター等にご相談ください。



©KANAGAWA2013